(9) 児童相談所の機能強化等

【基本的な考え方】

- 児童相談所は「こどもの権利擁護の最後の砦」であり、児童福祉の中核的専門機関である ことから、専門性を備えた人材を確保し、その専門性を高めていく育成に努める。
- 児童虐待相談件数が増加傾向にあるなかで、これまで以上にきめ細やかな支援、緊急時の 迅速かつ的確に対応できることと合わせて、利用者に対する適切なアセスメントの実施や 支援の実施ができること、及びノウハウの蓄積が着実にできる規模も考慮し、適切な配置 を進める。
- ICT を活用して効率的に業務を遂行する。

【現在の取組み】

(1)人材の確保と育成

- 平成 12 年の児童虐待防止法の施行以降、児童虐待相談件数の増加や法律改正に伴う体制 強化のため、児童福祉司の増員を図ってきた。とりわけ、平成 22 年 7 月に発生した西区 幼児遺棄死亡事例を受けて、平成 24 年度から2か年で児童福祉司を大幅に増員したほか、 平成 28 年度の南部こども相談センターの開設の際にも、児童福祉司及び児童心理司を増 員した。
- 平成28年には児童福祉法が改正され、管轄区域の人口や児童虐待相談件数に見合った児童福祉司の配置標準が法律に定められ、児童心理司については児童相談所運営指針において定められることとなった。この配置標準を適用すると大幅な増員が必要となり、増員する新任職員の育成にはマンツーマンで指導及び教育にあたる経験豊富な専門職いわゆるスーパーバイザーが必要であり、現状の職員構成では十分な指導担当者が確保できないため、計画的に増員している。
- 令和 4 年 4 月 1 日に義務化が予定されている医師又は保健師及び弁護士の配置は、従前より医師については児童精神科医及び小児科医を複数名配置しており、保健師についても各児童相談所に1~2人配置している。また、弁護士の配置については、平成31年4月から配置している。
- ・また、今後の人材確保に関わっては、平成28年度から「児童相談所仕事セミナー」を開催 し、児童相談所で働く職員が働き甲斐や仕事の魅力を社会人の方や学生らに伝え、大阪市 の採用試験を受験するよう働きかけている。

(2)児童相談所の複数設置

・本市では、専門性の確保、人材育成とノウハウの蓄積、安全確認や職権保護などの緊急対応の体制確保の観点から、スケールメリットを活かし、長らく1か所の児童相談所で事業を実施してきたが、児童虐待相談件数の増加に鑑み、迅速な組織判断、安全確認の迅速かつ効果的実施、区役所等の関係機関との連携、及び利用者(市民)の利用しやすい環境の整備のため平成26年度に児童相談所の複数化の検討に着手した。平成25年度当時の児

童虐待相談件数をもとに市内3か所とすることが適切である判断し、平成28年10月に南部こども相談センターを開設、令和3年4月に北部こども相談センターを開設する予定である。

• 3 か所設置を決定した平成 26 年度以降も児童虐待相談件数は増加を続け、平成 30 年度 で 6,316 件となっており、平成 25 年度と比較すると 2 倍に増加しているため、4 か所 体制とすることを令和元年 10 月に決定した。

(3)ICT の活用

- 本市では児童相談所業務については長らくシステム化せず、統計、検索、文書の作成等手作業で行ってきたが、相談件数が増加に対応して業務の効率化を図るため、平成20年度に児童相談システムを運用開始した。このシステムは、児童相談所における業務の一部を単体で組み込んだシステムであるため、住民情報や福祉サービスの利用状況は別途検索して入力する必要がある。
- ・また、同システムには業務を進捗管理する仕組みがないため、児童虐待相談件数が増加する中で、児童虐待通告の進捗管理をシステム外で行っており、入力作業が重複し業務が輻輳化する要因の一つになっている。

【今後の取り組み】

(1)人材の確保と育成

- 児童相談所の複数設置や国が示す配置標準等に伴う専門職等職員の確保については、児童 虐待に対する適切な対応や、重大な児童虐待事件をなくしていくためにも、必要不可欠な ものであるとの認識のもと、専門職の人材育成を実施しながら、計画的な増員配置を進め る。
- ・人材育成については、児童福祉司任用前講習・任用後研修・スーパーバイザー研修など義務研修を確実に受講する職場環境を整備し、加えて現任研修、施設での実地研修、各種専門プログラム研修など研修を充実させ専門性を高める。
- 児童福祉司や児童心理司の専門性を向上させるためには、研修だけでなく業務を通じて経験を積み重ねることが必要であり、継続して児童相談所に勤務することがもとめられる。 仕事のやり甲斐や仕事を通じた自身の成長が感じられるようにスーパービジョン体制を強化していく。
- 長く勤務できるようにするには、モチベーションだけでなく環境の整備が不可欠である。 時差出勤の活用や ICT の活用等により、時間外勤務の縮減に努め、ワークライフバランス のとれた職場を目指す。

(2)児童相談所の複数設置

• 児童相談所の複数設置により、それぞれの児童相談所が同じようにノウハウを蓄積することが難しくなったり、判断基準が違ったりするなどマイナス面が生じるおそれがあるので、 中央児童相談所にあたるこども相談センター(森ノ宮)が職員の専門性が低下しないように、 中央機能を担い、技術的援助、連絡調整、情報提供、施設入所に係る措置の調整等といった業務支援を行う。

① ICT の活用

- ・令和3年度のリリースを目指す。
- ・より効率的なシステムとするため、令和元年度から総合福祉システムにおいて児童相談システムを開発しており、令和3年度のリリースを目指している。

【目標】

・児童相談所の複数設置

令和3年度 北部こども相談センターの開設令和6年度 中央こども相談センターの移転令和8年度 東部こども相談センターの開設